

東京高裁総第002663号

(庶ろー03)

平成24年7月24日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

東京高等裁判所長官 吉 戒 修 一

東京高等裁判所管内調停運営協議会及び調停委員表彰式の開催について（7月20日付け民二第005915号に対する通知）

標記の協議会及び表彰式を下記のとおり開催します。

なお、協議問題等は、追って送付します。

記

1 調停委員表彰式

(1) 日時 9月20日（木）午前11時

(2) 場所 東京高等裁判所

東京都千代田区霞が関1丁目1番4号

2 調停運営協議会

(1) 日時 9月20日（木）午後1時

(2) 場所 1の(2)と同じ

東京高裁総第002954号

(庶ろ－03)

平成24年8月15日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

東京高等裁判所長官 吉 戒 修 一

東京高等裁判所管内調停運営協議会の協議問題等について

(7月20日付け民二第005915号に対する報告)

標記の協議会の協議問題及び日程等は、別添のとおりです。

東京高等裁判所管内調停運営協議会日程等

1 日 時 平成24年9月20日(木)午後1時

2 場 所 東京高等裁判所第2中会議室(18階南側)

3 出席者

(1) 主催者	東京高等裁判所長官	吉 戒 修 一
(2) 参列者	最高裁判所事務総局民事局長	永 野 厚 郎
	最高裁判所事務総局民事局第二課課長補佐	渡 邊 泉
	東京高等裁判所事務局長	岡 健太郎
	東京地方裁判所長	岡 田 雄 一
	東京家庭裁判所長	西 岡 清一郎
	東京地方裁判所判事	植 垣 勝 裕
	東京家庭裁判所判事	水 野 有 子
	東京簡易裁判所判事	島 田 清次郎
	日本調停協会連合会理事長	相 良 朋 紀
	日本調停協会連合会副理事長	斎 藤 祐 一
	日本調停協会連合会副理事長	井 口 多喜男
	日本調停協会連合会事務局長	小 山 忠 顯
(3) 協議員	東京地方裁判所民事調停委員	中 川 寛 道
	東京家庭裁判所家事調停委員	松 本 大 助
	横浜地方裁判所民事調停委員	古 川 義 章
	横浜家庭裁判所家事調停委員	瀬 古 宜 春
	さいたま地方裁判所民事調停委員	大 谷 和 夫
	さいたま家庭裁判所家事調停委員	村 井 勝 美
	千葉地方裁判所民事調停委員	澤 井 光 三
	千葉家庭裁判所家事調停委員	木 村 生 治
	水戸地方裁判所民事調停委員	金 澤 悦 男

水戸家庭裁判所家事調停委員	海老根 遼太郎
宇都宮地方裁判所民事調停委員	高橋 信正
宇都宮地方裁判所民事調停委員	牧田 昭二
前橋地方裁判所民事調停委員	下田 進
前橋家庭裁判所家事調停委員	小淵 喜代治
静岡地方裁判所民事調停委員	廣瀬 清久
静岡家庭裁判所家事調停委員	青島 伸雄
甲府地方裁判所民事調停委員	渡邊 純三
甲府家庭裁判所家事調停委員	矢澤 満枝
長野地方裁判所民事調停委員	久保田 修二
長野家庭裁判所家事調停委員	宇治橋 淳
新潟地方裁判所民事調停委員	丸山 正
新潟家庭裁判所家事調停委員	風間 征子

4 日程

月 日 (曜日)	時 間	事 項
9月20日 (木)	午後1時	あいさつ 東京高等裁判所長官 最高裁判所事務総局民事局長 協議開始
	午後4時	議長 東京地方裁判所長 東京家庭裁判所長 協議終了

(民事関係問題)

特に簡易裁判所における民事調停事件につき、当事者に対する調停案の提示及び調停に代わる決定を活用するに当たってどのような取組み・工夫をされているか、各庁の実情を伺いたい。

(出題理由)

民事調停に対する国民の信頼・期待は、民事調停によってより多くの紛争が解決されているという実績が伴ってこそ維持・増強されることはいうまでもない。

現今においては、国民の権利意識が高揚し、経済活動における法令遵守が重要視されるとともに、民事紛争の解決においても、その内容が法的観点からみて妥当なものであることを望む傾向がみられる。このような社会情勢の下では、当事者の多くは、裁判所で行われる手続であることを重視し、法的観点を踏まえた合理的な解決案が示されることを期待しているように思われる。

そうすると、より多くの紛争を解決し、民事調停手続に対する国民の信頼・期待に応えるためには、事案によっては、調停委員会が法的観点から適切・妥当な内容の調停案を策定して当事者に示し、あるいは、調停委員会が調停案を腹案として持ったうえで、その方向に誘導することが肝要である。また、調停に代わる決定を活用することも考慮すべきである。

そこで、各庁におかれては、調停委員会による調停案の提示を模索するために、調停委員に対する研修等を含め、どのような取組み・工夫をされているか実情を伺いたい。

(東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、宇都宮地裁、前橋地裁、静岡地裁、長野地裁)

(民事、家事共通問題)

評議等調停委員会の意思形成の在り方について

調停委員会が意思を形成するため、各地方裁判所、各簡易裁判所及び各家庭裁判所において、

- (1) 調停委員会は、どのような点について、どのような方法で、現実、事前、中間及び事後評議を実施しているか。また、例えば、調停委員や裁判官等において手控えやメモを作成する、調停委員と裁判官が書記官を通じて意思疎通するなど、評議に関連して、活用している方法があるか。それは、どのようなものか。
- (2) どのような点について、どのような方法で、評議等をして意思を形成することが望ましいか。
- (3) 望ましい評議等を実現するために、調停委員は、どのような工夫をすべきか。

(出題理由)

調停委員会が、両当事者の納得を得ながら、公正、適正かつ効率的に調停を進めるためには、

- ① 当事者の申立てに関する意向、関連して述べる事情及び思いを聞き取るなどした上で、事実認定及び法律判断における争点や紛争の背景を把握し、
- ② 当該事件が、訴訟や審判での見通しのほか、どの程度紛争の背景を考慮すべき事件かを判断し、
- ③ 専門的知見が必要とされる事件においては、それを適切に活用し、
- ④ 一定の事実認定や法律判断を踏まえた訴訟や審判の方向性を踏まえ、紛争の背景も配慮しながら、両当事者の問題解決を促す

ことが望まれる。そのためには、調停委員会が、①ないし④に関し、評議等によって、認識を共通にすることが不可欠である。したがって、各庁の評議等の実情を踏まえ、あるべき評議等について議論したいと考え、出題したものである。

(さいたま地裁, 千葉地裁, 水戸地裁, 宇都宮地裁, 長野地裁, 東京家裁, 横浜家裁, 千葉家裁, 前橋家裁)

(家事関係問題)

平成25年1月施行の家事事件手続法の施行及びその趣旨を踏まえた調停の運用改善の準備状況について

- 1 各庁において、家事事件手続法の施行に向け、例えば、当事者間の情報共有、当事者の秘匿希望情報の取扱いなどにつき、
 - (1) どのような準備が実施され、予定されているか。
 - (2) どのような試行が実施され、予定されているか。
- 2 各庁において、調停委員が、家事事件手続法を理解し、その円滑な施行をするため、研修など、どのような準備が実施され、予定されているか。
- 3 家事事件手続法の施行のための、準備、試行及び研修等を通じ、今後の運用に関し、どのようなことが問題とされ、それぞれの問題に対し、どのような対処が検討されているか。

(出題理由)

家事事件手続法は、調停において、当事者の手続保障や手続の透明性を強化し、当事者及び調停委員会間で情報を共有し、当事者の主体的な紛争解決を促し、調停の紛争解決機能を強化することを目指している。そのような家事事件手続法の趣旨を徹底するには、家事事件手続法や同規則において規定される手続を円滑に実施するのみならず、その趣旨にかなった運用がなされる必要がある。そこで、各庁の準備状況の実際とそこで生じた問題点と対処策について、互いに情報を共有し、今後の準備に生かすことができたらと考え、出題したものである。

(東京家裁、横浜家裁、千葉家裁、前橋家裁)

大阪高裁総第000720号

(庶ろー03)

平成24年7月24日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

大阪高等裁判所長官 佐々木 茂 美

調停運営協議会及び調停委員表彰式の開催について

(7月20日付け民二第005915号に対する通知)

標記の協議会及び表彰式を下記のとおり開催します。

記

1 調停運営協議会

- (1) 日時 10月30日(火) 午後1時
- (2) 場所 大阪高等裁判所第1会議室(本館11階)

2 調停委員表彰式

- (1) 日時 10月30日(火) 午後3時45分
- (2) 場所 大阪高等裁判所大会議室(本館2階)

大阪高裁総第000931号

(庶ろー03)

平成24年9月28日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

大阪高等裁判所長官 佐々木 茂 美

調停運営協議会の開催要領等について

(7月20日付け民二第005915号に対する送付)

標記の協議会の開催要領及び協議問題を別添のとおり送付します。

平成24年度大阪高等裁判所管内調停運営協議会開催要領

1 主催

大阪高等裁判所

2 期日

10月30日(火)

3 場所

大阪高等裁判所第1会議室(本館11階)

大阪市北区西天満二丁目1番10号

電話(06)6316-2513

4 協議事項

民事調停及び家事調停の運営に関し考慮すべき事項

5 出席者

別紙協議員等名簿記載のとおり

6 日程

期 日	時 間	13:00~15:15
10月30日(火)	開会 長官挨拶 協議 閉会	

(別紙)

協 議 員 等 名 簿

1 協議員

大阪地方裁判所

民事調停委員（大阪民事調停協会会長）	三 浦 潤
民事調停委員（大阪民事調停協会副会長）	石 井 勝 彦
民事調停委員（大阪民事調停協会常任理事）	隅 田 史 郎

大阪家庭裁判所

家事調停委員（大阪家事調停協会会長）	下 岡 千佳子
家事調停委員（大阪家事調停協会副会長）	加 藤 祐

京都地方・家庭裁判所

民事調停委員（京都調停協会連合会会長）	尾 崎 高 司
家事調停委員（京都調停協会連合会副会長）	林 孝 治
民事調停委員（京都民事調停協会副会長）	柴 田 重 徳

神戸地方・家庭裁判所

民事調停委員（兵庫県調停協会会長）	年 清 彰 雄
家事調停委員（兵庫県調停協会副会長）	吉 田 博
民事調停委員（兵庫県調停協会副会長）	詠 田 英 夫

奈良地方・家庭裁判所

家事兼民事調停委員（奈良県調停協会会長）	吉 岡 孝 夫
民事兼家事調停委員（奈良県調停協会副会長）	城 戸 正
家事調停委員（奈良県調停協会副会長）	服 部 永 次

大津地方・家庭裁判所

民事調停委員（滋賀調停協会会長）	中 村 秀 夫
民事調停委員（滋賀調停協会副会長）	森 田 修
民事兼家事調停委員（滋賀調停協会副会長）	荒 谷 雅 美

和歌山地方・家庭裁判所

民事兼家事調停委員（和歌山調停協会会長） 中 迫 廣

民事調停委員（和歌山調停協会副会長） 森 下 正 紀

家事調停委員（和歌山調停協会副会長） 小 坂 紀 子

2 参列員

最高裁判所事務総局家庭局長 豊 澤 佳 弘

同 家庭局第一課課長補佐 小 澤 敦 子

大阪地方裁判所長 二本松 利 忠

大阪家庭裁判所長（議長） 松 本 芳 希

大阪高等裁判所事務局長 北 川 清

大阪地方裁判所部総括判事 本 多 俊 雄

大阪家庭裁判所部総括判事 川 谷 道 郎

大阪簡易裁判所判事 守 屋 悦 夫

公益財団法人日本調停協会連合会理事長 相 良 朋 紀

同 副理事長 三 浦 潤 ※

同 事務局長・理事 小 山 忠 顯

※ 公益財団法人日本調停協会連合会副理事長三浦潤氏は協議員を兼ねている。

平成 24 年 10 月 30 日 (火) 開催

調停運営協議会協議問題(全4問)

大阪高等裁判所

1 調停運営の改善について

- (1) 専門性が高く、期日における聴取に多くの時間を要することが見込まれ、迅速処理が難しいと考えられる場合がある。

特に、近年の複雑化した経済活動に起因した事件及び受傷に起因した精神疾患事件並びに不動産取引に絡む事件等の専門性が高い事件については、期日における聴取に多くの時間を要することがあり、損害額の確定までに相当なる続行期日を重ねることがある。このような迅速処理が難しい事案に対する各庁の取組実態を伺いたい。

(大阪地方裁判所)

- (2) 京都簡易裁判所では、調停委員有志と協議を重ね、新しい試みとして平成23年3月1日から、1年間を試行期間として、「エクスプレス調停」を導入し、平成24年4月1日から本施行に移行している。

これは「紛争の早期解決は、一般に当事者の希望に沿うものであるから、これを調停期日の回数で示すことは当事者の納得と支持を得やすい。3回程度の期日で調停が終局になるという見通しを当事者に与えることは、調停の進行の予定が明らかになり当事者に安心感を与える。また調停委員会は、調停の見通しをもって計画的に運営し、調停を充実させることができる。」との考えのもとに導入された。

また、上記本施行に歩調を合わせて、専門的知見を活用する一定類型の調停事件を適正・迅速に解決（合意の形成）に導くため「賃料増減額請求事件」「交通事故の損害賠償請求等事件」「労働賃金及び退職金請求事件」については、事件の処理をシステム化し、使い勝手の良いものにするため、その基となる処理要領（「パターン調停処理要領」）を作成している。

上記「エクスプレス調停」と「パターン調停処理要領」の運用にあたり、実際に調停事件の解決や調停委員の意識にどのような変化があったかを報告する

とともに、調停制度のよりよい運用について協議の参考にしていただければと考える。

(京都地方・家庭裁判所)

- (3) 京都簡易裁判所では、平成23年3月1日から新しい試みとして、1年間の試行期間として「エクスプレス調停」が導入され、平成24年4月1日から本施行に移行したところである。

家事調停事件においても同趣旨の運用を図りたいところであるが、家事調停事件では、当事者双方に期日を守ろうとする認識が希薄であり、当事者からの期日変更の申出が非常に多く、調停の進行を遅らせる結果となっている。期日変更により、他方当事者の不信感を招くことになり、より遅くなる状況にある。調停委員会としては、次回期日の決定の時、期日は原則変更できないことを伝え、調停が計画的に進行、充実させるものとする。

この点について、協議いただければと考える。

(京都地方・家庭裁判所)

- (4) 事実関係に争いがあり、その認定や法的評価が問題となるような事案について、調整又は解決に役立てるために、調停委員会としての事実認定や法的評価を示す場合、その前提として、工夫及び留意している点につき、各庁の実情を伺いたい。

(出題趣旨)

近年、弁護士が関与していない事件において、当事者本人がインターネット等で調べた法律や判例に基づいて様々な主張をしていくことがある。このような事案では、事前に自分なりの法的見解等を持って調停に臨んでくるため、双方の互譲を中心とした運営では調整が難しく、逆に当事者から、互譲の判断材

料として調停委員会の事実認定や法的評価の開示を求められることがある。この状況は、当事者の調停に求めるものが、単に「互譲による円満解決」ではなく、「合理的納得性に基づく解決」に変わってきていることを示していると思う。この傾向は、弁護士が関与している調停事件についても同様である。

このような状況を踏まえて、事実認定が訴訟ほど厳格でなくても、その心証に関する開示の在り方などを検討しておく必要がある。当然、その時期、内容、程度を慎重に見極める必要があるが、前提として、裁判官、調停委員が通常の場合以上にきめ細かく事案に対する認識を共通にしておかなければならない。当然、調停案を提示する場合も17条決定を行う場合も同様である。

裁判官との認識を共通にするためには、調停委員の場合は、司法委員のように弁論、証拠調べに常に裁判官と共に立ち会っているわけではないため、別途、工夫が必要となる。

経過表の記載に加え口頭報告を充実させることは当然であるが、他にも工夫の余地がないものか。例えば、経過表では一覧性が十分ではないため、別途、主張整理票や争点整理票を作成するなど、その他特に工夫及び留意している点を伺いたい。

(奈良地方・家庭裁判所)

(5) 民事調停の機能強化を図るための調停委員会における評議の在り方について

民事調停が紛争解決の手段として十分活用されるようその機能を強化するために、今後は、調停委員会が事案の内容を見極めながら、①事案の内容を正確に把握して、事実の整理と認定を行った上で、②法的観点を踏まえた合理的な調停案を策定し、さらには、③当該調停案を前提に積極的に当事者間の調整を図り、④合意に至らない場合には、それまでの斡旋の成果を活かして17条決定を活用するといった運用を行うことが極めて重要と考えられるところ、係る運用を実現していくためには、調停運営の各段階における事件の進捗状況に応

じた有効かつ具体的な調停委員会の評議の在り方を検討することが必要不可欠と思われる。

そこで、特に、事実関係に争いがあり、その認定及び法的評価が調整活動のポイントになる類型の事案（いわゆる「Ⅰ類型」）を扱う場合、以下の各審理の場面における調停運営の留意点と運用上の工夫について協議をお願いしたい。

また、各庁の実情、工夫例も含め伺いたい。

ア 主張の整理と争点の把握

イ 事実の認定

ウ 調停案の策定

エ 当事者に対する説得・調整

オ 17条決定について

（大阪地方裁判所）

(6) 評議の段階別留意点について

効果的な調停運営を行うためには、①事実の整理・認定段階、②調整活動段階、③調停案提示段階の各手続段階で充実した評議を行うことが重要である。各手続段階の評議に際し、留意すべき点はどのようなことか。

(出題趣旨)

調停主任の判断で多くの事件で事前評議を中心に評議が実施されており、一定の効果はあげつつあるが、調停委員会として明確に各手続段階を意識した評議には至っていない。今後、より一層効果的な調停運営を図るために、各手続段階での評議を工夫したものに改善していくことが必要であると考えている。

各庁での工夫例についてお伺いしたい。

（和歌山地方・家庭裁判所）

- (7) 効率的かつ効果的な評議を行うための工夫について、各庁の実情を伺いたい。

(出題趣旨)

家事事件手続法の施行を前に、調停申立書写しの相手方送付試行が既に行われ、第1回期日前から相手方の主張がある程度把握できる状況となっており、納得性の高い調停運営の実現のために、事前評議の必要性、重要性が一層指摘されるようになってきている。家事事件手続法の趣旨を実現し、適正迅速な紛争解決のためには、裁判官と調停委員が情報等を共有し、見通しを持って調停を進めることが重要である。

今後、事前・中間・事後の各評議の必要性がますます高まり、これまで以上に効率的かつ効果的に評議を行う工夫が強く求められることから、各庁の実情を伺い、参考としたい。

(奈良地方・家庭裁判所)

- (8) 民事調停紛争解決機能を高めるための経過表について

調停委員会による主張の整理、争点の把握及び事実認定を通じ、合理的な解決策を策定した上で調整活動を行うためには、調停主任との評議や書記官との連携を通じて、調停主任、調停委員及び書記官が、事件について共通の認識を持つことが大前提として必要になる。

三者が共通の認識を持つためには、調停委員が、主張の整理、争点の把握及び事実認定を、わかりやすく経過表に記載することが求められる。

そこで、各庁において、経過表の記載をどのように工夫しておられるかお伺いしたい。

(出題趣旨)

当庁の現行経過表は、事件を担当した調停委員が、調停期日に実施した事項

及び事情聴取等の内容を、申立人側及び相手方側に分けて、それぞれわかりやすいように工夫して記載している現状にある。本来、経過表の書式においては、それを読めば事件の大筋がわかるように記載するものであるところ、そのためにはあらかじめ記載項目を掲げておけば、記載漏れや記載方法に迷うことも少なく、また、見る方も理解しやすいと思われる。特に当庁のように調停事件について、原則として担当裁判官が決まっておらず、調停期日によっては異なる裁判官が担当する庁においては、争点の把握や事実認定等のためには欠かせないものであって、前記三者が事件についての共通の認識を持つ手助けになると考えられる。そこで、各庁で工夫されている事例があれば紹介いただきたい。

(大津地方・家庭裁判所)

(9) 遺産分割調停事件の円滑な処理について

解決までに長期間を要しがちな遺産分割調停事件を円滑に処理するためには、調停委員は特に、調停の初期段階において当事者に遺産分割調停手続に関する説明を的確かつ分かりやすく行う必要がある。

具体的には、前提問題の処理や付随問題の考え方を明確に説明し、期日が空転しないためにも、寄与分等の主張については、きっちりとした方向付けを行い、感情問題については、法的な解決をすることが困難であることを明確にしなければならない。

このような導入説明や序盤の対応について、各庁においてどのような工夫をされているか協議したい。

(神戸地方・家庭裁判所)

2 家事事件手続法施行に伴う「子の意思の把握」及び研修の取組について

- (1) 家事事件手続法65条(258条1項にて調停に準用)において、子のある夫婦が離婚する場合には、家庭裁判所が子の意思を把握するように努め、子の

年齢及び発達の程度に応じて子の意思を考慮し、子の立場に配慮した手続を進めることが求められているところ、子の意思を把握するためには、子の言葉だけでなく、心の状態を確認することが必要になるものと思われる。

調停委員会が、具体的に子の意思を把握するためには、両親から、子の状況について聴き取り等を行うことになるところ、神戸家庭裁判所では、平成24年8月から子の意思の把握のプレ試行を行っており、面会交流の導入説明も行うことになっている。

このような子の意思の把握の方法について、各庁において、どのように工夫されているか協議したい。

(神戸地方・家庭裁判所)

- (2) 調停委員としての必要な知識・技術等については、各種の研修等を通じて向上を図っているが、具体的実施段階では各種の問題点を抱えている。特に家事事件手続法の施行に伴う課題については喫緊の課題である。

これらに対する研修を含む取組の中で、次の点について各庁の実情をお伺いしたい。

ア 家事事件手続法施行を踏まえ、家事事件手続法第65条、同第258条に定める「未成年者である子の意思の把握及び考慮の必要」における調停委員の役割及び留意点

イ 上記の役割を全うするための知識、技術等の習得のための各種研修の実情

(出題趣旨)

平成25年1月からの家事事件手続法の施行準備として、各庁におかれては、既に新法の内容に従った調停運営の試行に取り組まれていると思われる。

同法第65条(同第258条1項により、家事調停の手続に準用)は、「家庭裁判所は、(中略)未成年者である子とその結果により影響を受ける家事審

判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。」と規定しており、調停委員会の一員として、調停委員もその役割を果たしていくことが求められている。そこで、子の意思の把握及び考慮ということに関して、実際に調停委員はどのように役割を果たしていくべきか、また、その役割を果たすための留意点について、どのように検討されているかについて、各庁の考えをお伺いしたい。

また、その役割を担うための調停委員の研修として、どのような内容の研修を実施されているかについて、各庁の実情をお伺いしたい。

(大阪家庭裁判所)

- (3) 家事事件手続法の施行を大きな契機としてとらえ、現在の国民の期待に更に添えるように、調停委員も、家事調停の運営に一層の努力と工夫が必要である。

その十分な成果を得るには、全ての調停委員が手続法の趣旨をよく理解し、委員の質と高いレベルで均質化していくための取組が必要である。そこで、そのために、各庁でどのような工夫、具体的取組をしておられるのかを伺いたい。

とりわけ、子の意思の把握、考慮のための各庁、各調停協会の工夫、具体的取組、方策等を伺いたい。

(出題趣旨)

家事事件手続法の施行が迫る中で、調停委員各自も裁判所の研究会への出席はもとより、各調停協会においても自主研修が行われ、あるいは、自己研鑽に励んでいる最中であると思われる。しかし、参加できる裁判所の研究会は多くはなく、自主研修も全ての調停委員に出席を強制できるものでなく、自己研鑽については、各調停委員の意欲にかかっている。そのような状況下で、各庁で

どのように上記取組について努力しておられるのか、実情を伺いたい。

併せて、手続法の中で、子の意思の把握、考慮という、今まで以上に工夫や配慮の求められる内容が明文化され、事件類型、具体的事件ごとに難しい場面が求められることが予想される。そこで、子の意思の把握、考慮といった観点から、各庁で行っている取組等の実情を伺いたい。

(大津地方・家庭裁判所)

3 新任調停委員の研修、調停充実策について

(1) 新任調停委員に対する研修

(出題趣旨)

新任調停委員の調停力向上のための研修については、従前から工夫してきたところであるが、従前実施されていた「3人調停」が廃止され、これに代わる効果的な研修等がさらに必要であると考えている。大阪家事調停協会では、プロジェクトチームを設置し、具体化に向けて検討しているところである。各庁における新任調停委員の研修について、具体的な実施状況等を伺い、プロジェクトチームでの検討の参考にしたい。

(大阪家庭裁判所)

(2) 民事調停制度は、手続が簡易であり柔軟な解決が図られるなど、多くの優れた特色を有しており、今まで以上に利用されてしかるべきものと考えられる。

そこで、紛争問題を抱えた市民等にとって、司法ADRとしての民事調停をより利用しやすい環境にしていくため、裁判所と調停協会との協働の在り方を見直すとともに、昨今の解決困難な案件が増加している傾向に鑑みて、当事者の納得性の高い解決に導くための調停充実策の実行が必要である。

これについて、各庁の取組や考え方をお伺いしたい。

(出題趣旨)

民事調停事件は、国民の権利意識の高揚や、都市型社会及び高度情報化社会がもたらす当事者の意識の変化等から、今後、ますます解決困難な紛争が増加することが予想される。そのため、法的判断や専門的知識に裏付けられた合理的なあっせんを求める傾向が強まっている。

そこで、民間のADRではなく、裁判所の運営するADRであることの特色を発揮するためには、評議の充実、第1回期日前や期日間の資料の提出など、申立ての初期の段階から当事者と接する機会の多い書記官との連携、専門家調停委員の活用等が有効と考えられる。

一方、専門家調停委員は別として、民間企業退職後に調停委員に任命されるケースでは、退職年齢の上昇のため、調停委員任用期間が五、六年と実働期間が短く、実地の調停経験を通して能力の向上を図ることが困難になっている。

神戸では、本年度は、専門・ベテランセミナー委員を講師として、若手調停委員を対象とした対話形式の研修を、同一のテーマで「基礎編」、「事例編」の2回開催し、調停委員の能力の向上を目指しているが、ベテラン調停委員の退任による講師不足も今後深刻な問題となりそうである。

このような問題や課題を裁判所と調停協会とで綿密に連絡及び協議をすることが、より信頼される調停制度に資するものと考えるので、定期的な協議機関を設置するなどして、これまで以上に裁判所と調停協会の意思疎通を図り、一体となって、より積極的な調停手法を確立することにつなげたいと考えている。

(神戸地方・家庭裁判所)

4 調停制度の普及啓発活動について

(出題趣旨)

本年は調停制度施行90周年の記念の年に当たる。調停制度は我が国の紛争解決手段として定着してきているが、一方では、未だこの制度自体の存在を知らない市民や、制度は知っていても手続面や利点を十分理解していない市民も少なからずいることから、調停運営の改善とともに、調停制度の普及啓発活動は今なお重要であると言える。各庁での有用な取組があればお伺いしたい。

(和歌山地方・家庭裁判所)

名高裁総第000751号

(庶ろ－03)

平成24年9月14日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

名古屋高等裁判所長官 山 崎 敏 充

平成24年度調停運営協議会及び調停委員表彰式の開催期日
等について（通知）

標記の協議会及び表彰式の開催期日，開催場所，協議問題及び出席予定者は，別
添の開催要領のとおりです。

平成24年10月25日（木）開催

平成24年度 調停運営協議会及び調停委員表彰式開催要領

名古屋高等裁判所

1 調停委員表彰式

- (1) 主催 名古屋高等裁判所
- (2) 日時 平成24年10月25日(木) 午後1時20分
- (3) 場所 名古屋高等裁判所大会議室(12階)
- (4) 出席者
別紙第1のとおり

2 調停運営協議会

- (1) 主催 名古屋高等裁判所
- (2) 日時 平成24年10月25日(木) 午後2時
- (3) 場所 名古屋家庭裁判所大会議室(7階)
- (4) 日程
 - ア 主催者あいさつ
 - イ 係官説明
 - ウ 問題協議
- (5) 出席者
別紙第2のとおり
- (6) 協議問題
別紙第3のとおり

(別紙第1)

調停委員表彰式出席者名簿

1 主催者

名古屋高等裁判所長官

山崎敏充

2 参列者

名古屋高等裁判所事務局長

村田斉志

名古屋地方裁判所長

片山俊雄

名古屋地方裁判所判事

永野庄彦

名古屋地方裁判所事務局長

藤田雄二

名古屋家庭裁判所長

柴田寛之

名古屋家庭裁判所判事

鬼頭清貴

名古屋家庭裁判所事務局長

梶本宜孝

名古屋簡易裁判所簡易裁判所判事

熊田士朗

公益財団法人日本調停協会連合会理事長代理副理事長 斎藤祐一

公益財団法人日本調停協会連合会副理事長(中部調停協会連合会会長)

服部優

公益財団法人日本調停協会連合会事務局長代理理事

福壽道夫

3 被表彰者(調停委員)

名古屋地方裁判所

奥野幸子

同

原あやめ

同

伊藤真知

同

伊藤鉦子

同

齊木昭子

同

西村武子

名古屋家庭裁判所

源八重子

名古屋家庭裁判所

同

同

同

同

津地方・家庭裁判所

同

同

岐阜地方・家庭裁判所

同

同

福井地方・家庭裁判所

同

金沢地方裁判所

金沢家庭裁判所

富山地方・家庭裁判所

同

伊	藤	琇	子
小	川	文	子
松	倉	耕	作
杉	山	玉	江
築	瀬	衣	子
奥	井	明	男
赤	塚	高	之
前	田	恭	子
谷	口	津	弥子
加	藤	誠	治
佐	藤	芳	子
木	越	直	昭
大	崎	成	子
福	田	安	史
山	下	行	子
増	井		洋
坂	東	淳	悦

(別紙第2)

調停運営協議会出席者名簿

1 主催者

名古屋高等裁判所長官

山崎敏充

2 参列員

名古屋高等裁判所事務局長

村田斉志

名古屋地方裁判所長

片山俊雄

名古屋地方裁判所判事

永野庄彦

名古屋家庭裁判所長

柴田寛之

名古屋家庭裁判所判事

鬼頭清貴

名古屋簡易裁判所簡易裁判所判事

熊田士朗

名古屋簡易裁判所簡易裁判所判事

瀬瀬成和

公益財団法人日本調停協会連合会理事長代理副理事長 斎藤祐一

公益財団法人日本調停協会連合会副理事長(中部調停協会連合会会長)

服部優

公益財団法人日本調停協会連合会事務局長代理理事

福壽道夫

3 協議員(調停委員)

名古屋地方裁判所

伊藤光博

同

入合元

名古屋家庭裁判所

山田敏

同

川澄康子

津地方・家庭裁判所

倉田謙文

同

細湊榮子

同

武藤恵美子

岐阜地方・家庭裁判所

同

同

福井地方・家庭裁判所

同

同

金沢地方・家庭裁判所

同

同

富山地方・家庭裁判所

同

同

後 藤 真 一

小 島 正 三

堀 部 俊 治

北 川 稔

林 逸 男

富士根 敏 子

岩 淵 正 明

吉 江 英 一

小 山 桂 一

貫 田 貞 夫

武 内 保 衛

荻 布 善 亮

4 オブザーバー

名古屋高等裁判所民事首席書記官

中 川 高 志

名古屋家庭裁判所主任家庭裁判所調査官

和 田 英 樹

同 主任書記官

恒 川 進

名古屋簡易裁判所訟廷副管理官

杉 浦 憲太郎

同 主任書記官

角 屋 明 里

(別紙第3)

協 議 問 題

第1問 (民事調停関係)

民事調停においては、法的観点や専門的知見に裏付けられた合理的なあっせんを求める当事者のニーズに的確に応えるとともに、法的紛争の増大に適切に対処するため、紛争解決機能の強化が求められている。そのためには、調停委員会が、主張の整理、争点の把握及び事実認定を通じ、法的な観点等を踏まえた合理的な解決案を策定し、同解決案を念頭に置いた調整活動を行うとともに、必要に応じて、同解決案を積極的に提示して、当事者に対して合意に至るよう促すという調停運営を行うことが重要である。

そこで、下記のような紛争事案について、解決案の策定や提示をするに当たり、調停委員として、どのような点を考慮し、実践していく必要があるか各庁の実情、具体例等について協議いただきたい。また、解決案を策定、提示することが困難な場合のあい路にはどのようなものがあるかについても協議いただきたい。

記

- 1 事実関係に争いがあり、その認定及び法的評価が問題となるもの
- 2 評価根拠事実（正当事由の有無、過失、原状回復費用等）等の評価が問題となるもの
- 3 履行義務の存在自体には争いはないが、具体的債務額やその支払方法に争いがあるもの
- 4 感情的な対立があるもの

第2問 (家事調停関係)

平成25年1月1日から、当事者の手続保障や手続の透明性を強化する家事事件手続法が施行されるところ、調停事件においても、同法の趣旨を踏まえ、これまで以上に当事者の手続保障や手続の透明性が求められるのと同時に、より一層

の紛争解決機能の強化が求められている。

この要望に応えていくためには、調停委員会として、争点及び争点となる事実は何か、これらに対してどのような法的評価があり得るのか、その法的評価を前提に、どのような紛争の解決が適切なのかといったことを、十分に意識しながら調停を進行させる必要がある。

そのためには、評議等を通じて、当該調停に関与する調停委員、裁判官、書記官及び家裁調査官の間で、これらに関する情報（認識）を共有しておくことが重要である。

一方で、当事者には、当該紛争における自らの立場を認識してもらい、主体的に調停に関わってもらうことが必要である。そのためには、当事者に対する説明を適切に行い、調停委員会と当事者双方との間においても情報（認識）を共有しておくことが重要である。

そこで、下記の事項をテーマとして、調停委員会と当事者双方の情報（認識）共有の在り方の実情や問題点等について、協議いただきたい。

記

- 1 調停委員、裁判官、書記官及び家裁調査官の間で共通認識を持つための方策（評議の実施状況）
- 2 当事者に対する説明の在り方（説明のための同席調停）
- 3 主張書面等写しの反対当事者への交付

名高裁総第000851号

(庶ろ-03)

平成24年10月17日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

名古屋高等裁判所長官 山 崎 敏 充

平成24年度調停運営協議会の出席者の変更について（通知）

10月25日（木）に当庁において開催する標記の協議会の出席者が、下記のとおり変更されました。変更後の開催要領は別添のとおりです。

記

オブザーバー

（変更前） 名古屋家庭裁判所主任書記官 恒 川 進

（変更後） 名古屋家庭裁判所次席書記官 杉 江 寿 夫

平成24年10月25日（木）開催

平成24年度 調停運営協議会及び調停委員表彰式開催要領

名古屋高等裁判所

1 調停委員表彰式

- (1) 主催 名古屋高等裁判所
- (2) 日時 平成24年10月25日(木) 午後1時20分
- (3) 場所 名古屋高等裁判所大会議室(12階)
- (4) 出席者

別紙第1のとおり

2 調停運営協議会

- (1) 主催 名古屋高等裁判所
- (2) 日時 平成24年10月25日(木) 午後2時
- (3) 場所 名古屋家庭裁判所大会議室(7階)
- (4) 日程

ア 主催者あいさつ

イ 係官説明

ウ 問題協議

- (5) 出席者

別紙第2のとおり

- (6) 協議問題

別紙第3のとおり

(別紙第1)

調停委員表彰式出席者名簿

1 主催者

名古屋高等裁判所長官

山 崎 敏 充

2 参列者

名古屋高等裁判所事務局長

村 田 斉 志

名古屋地方裁判所長

片 山 俊 雄

名古屋地方裁判所判事

永 野 庄 彦

名古屋地方裁判所事務局長

藤 田 雄 二

名古屋家庭裁判所長

柴 田 寛 之

名古屋家庭裁判所判事

鬼 頭 清 貴

名古屋家庭裁判所事務局長

梶 本 宜 孝

名古屋簡易裁判所簡易裁判所判事

熊 田 士 朗

公益財団法人日本調停協会連合会理事長代理副理事長 斎 藤 祐 一

公益財団法人日本調停協会連合会副理事長 (中部調停協会連合会会長)

服 部 優

公益財団法人日本調停協会連合会事務局長代理理事

福 壽 道 夫

3 被表彰者 (調停委員)

名古屋地方裁判所

奥 野 幸 子

同

原 あやめ

同

伊 藤 真 知

同

伊 藤 鉦 子

同

齊 木 昭 子

同

西 村 武 子

名古屋家庭裁判所

源 八重子

名古屋家庭裁判所

同

同

同

同

津地方・家庭裁判所

同

同

岐阜地方・家庭裁判所

同

同

福井地方・家庭裁判所

同

金沢地方裁判所

金沢家庭裁判所

富山地方・家庭裁判所

同

伊	藤	琇	子
小	川	文	子
松	倉	耕	作
杉	山	玉	江
築	瀬	衣	子
奥	井	明	男
赤	塚	高	之
前	田	恭	子
谷	口	津	弥子
加	藤	誠	治
佐	藤	芳	子
木	越	直	昭
大	崎	成	子
福	田	安	史
山	下	行	子
増	井		洋
坂	東	淳	悦

(別紙第2)

調停運営協議会出席者名簿

1 主催者

名古屋高等裁判所長官

山崎敏充

2 参列員

名古屋高等裁判所事務局長

村田斉志

名古屋地方裁判所長

片山俊雄

名古屋地方裁判所判事

永野庄彦

名古屋家庭裁判所長

柴田寛之

名古屋家庭裁判所判事

鬼頭清貴

名古屋簡易裁判所簡易裁判所判事

熊田士朗

名古屋簡易裁判所簡易裁判所判事

瀬瀬成和

公益財団法人日本調停協会連合会理事長代理副理事長 斎藤祐一

公益財団法人日本調停協会連合会副理事長(中部調停協会連合会会長)

服部優

公益財団法人日本調停協会連合会事務局長代理理事

福壽道夫

3 協議員(調停委員)

名古屋地方裁判所

伊藤光博

同

入合元

名古屋家庭裁判所

山田敏

同

川澄康子

津地方・家庭裁判所

倉田謙文

同

細湊榮子

同

武藤恵美子

岐阜地方・家庭裁判所

同

同

福井地方・家庭裁判所

同

同

金沢地方・家庭裁判所

同

同

富山地方・家庭裁判所

同

同

4 オブザーバー

名古屋高等裁判所民事首席書記官

名古屋家庭裁判所主任家庭裁判所調査官

同 家事次席書記官

名古屋簡易裁判所訟廷副管理官

同 主任書記官

後 藤 真 一

小 島 正 三

堀 部 俊 治

北 川 稔

林 逸 男

富士根 敏 子

岩 淵 正 明

吉 江 英 一

小 山 桂 一

貫 田 貞 夫

武 内 保 衛

荻 布 善 亮

中 川 高 志

和 田 英 樹

杉 江 寿 夫

杉 浦 憲太郎

角 屋 明 里

(別紙第3)

協 議 問 題

第1問 (民事調停関係)

民事調停においては、法的観点や専門的知見に裏付けられた合理的なあっせんを求める当事者のニーズに的確に応えるとともに、法的紛争の増大に適切に対処するため、紛争解決機能の強化が求められている。そのためには、調停委員会が、主張の整理、争点の把握及び事実認定を通じ、法的な観点等を踏まえた合理的な解決案を策定し、同解決案を念頭に置いた調整活動を行うとともに、必要に応じて、同解決案を積極的に提示して、当事者に対して合意に至るよう促すという調停運営を行うことが重要である。

そこで、下記のような紛争事案について、解決案の策定や提示をするに当たり、調停委員として、どのような点を考慮し、実践していく必要があるか各庁の実情、具体例等について協議いただきたい。また、解決案を策定、提示することが困難な場合のあい路にはどのようなものがあるかについても協議いただきたい。

記

- 1 事実関係に争いがあり、その認定及び法的評価が問題となるもの
- 2 評価根拠事実（正当事由の有無、過失、原状回復費用等）等の評価が問題となるもの
- 3 履行義務の存在自体には争いはないが、具体的債務額やその支払方法に争いがあるもの
- 4 感情的な対立があるもの

第2問 (家事調停関係)

平成25年1月1日から、当事者の手続保障や手続の透明性を強化する家事事件手続法が施行されるところ、調停事件においても、同法の趣旨を踏まえ、これまで以上に当事者の手続保障や手続の透明性が求められるのと同時に、より一層

の紛争解決機能の強化が求められている。

この要望に応えていくためには、調停委員会として、争点及び争点となる事実
は何か、これらに対してどのような法的評価があり得るのか、その法的評価を前
提に、どのような紛争の解決が適切なのかといったことを、十分に意識しながら
調停を進行させる必要がある。

そのためには、評議等を通じて、当該調停に関与する調停委員、裁判官、書記
官及び家裁調査官の間で、これらに関する情報（認識）を共有しておくことが重
要である。

一方で、当事者には、当該紛争における自らの立場を認識してもらい、主体的
に調停に関わってもらうことが必要である。そのためには、当事者に対する説明
を適切に行い、調停委員会と当事者双方との間においても情報（認識）を共有し
ておくことが重要である。

そこで、下記の事項をテーマとして、調停委員会と当事者双方の情報（認識）
共有の在り方の実情や問題点等について、協議いただきたい。

記

- 1 調停委員、裁判官、書記官及び家裁調査官の間で共通認識を持つための方策
（評議の実施状況）
- 2 当事者に対する説明の在り方（説明のための同席調停）
- 3 主張書面等写しの反対当事者への交付

広島高裁総第000646号

(庶ろー03)

平成24年7月27日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

広島高等裁判所長官 永 井 敏 雄

調停運営協議会及び調停委員表彰式の開催について

(7月20日付け民二第005915号に対する通知)

標記の協議会及び表彰式を下記のとおり開催します。

なお、協議問題及び出席者名簿については、追って送付します。

記

1 調停委員表彰式

(1) 日時

11月8日(木) 午後1時30分

(2) 場所

広島高等裁判所大会議室(南棟3階)

2 調停運営協議会

(1) 日時

11月8日(木) 午後2時20分

(2) 場所

広島家庭裁判所大会議室(4階)

福岡高裁総第000660号

(庶ろ-03)

平成24年7月25日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

福岡高等裁判所長官 中山 隆 夫

調停運営協議会及び調停委員表彰式の開催について（通知）

標記の協議会等下記のとおり開催します。

なお、協議問題及び出席者名簿は、追って送付します。

記

1 調停運営協議会

(1) 期 日 10月23日（火）午後1時30分

(2) 場 所 福岡地方裁判所（中会議室）

2 調停委員に対する福岡高等裁判所長官表彰式

(1) 期 日 10月23日（火）午前11時30分

(2) 場 所 福岡高等裁判所（大会議室）

福岡高裁総第000810号

(庶ろ－03)

平成24年9月13日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

福岡高等裁判所長官 中山 隆 夫

調停運営協議会の協議問題及び出席者名簿について（送付）

標記の協議問題及び出席者名簿を送付します。

期 日 平成24年10月23日(火)

場 所 福岡地方裁判所中会議室

調 停 運 営 協 議 会
協 議 問 題

主 催 福岡高等裁判所

第1問

複雑困難な調停事件について、調停委員会による主張の整理、争点の把握及び積極的な解決案の提示等はどのようになされているか。また、弁護士が当事者双方又は一方の代理人として付いている場合とそうでない場合とで差異があるか、各庁の実情及び工夫例をお伺いして執務の参考としたい。

(理 由)

最近、複雑困難な調停事件や弁護士が代理人となっている調停事件が徐々に増えてきているように思われ、そのような事件を処理するにあたり、調停委員会による主張の整理、争点の把握及び積極的な解決案の提示等はどのようになされているか、各庁の運用や実情等を伺いたい。また、今後どう改善していくべきか試案があればお伺いしたい。

なお、当庁における運用は次のとおりである。

① 双方又は一方に代理人弁護士が付いているか否かに関わりなく、複雑困難な調停事件については、調停主任を入れた調停委員会で事前評議を行っているのが大勢である。

かかる事件については、担当裁判官が原則として同時に複数事件を指定しない運用になっているので、調停委員が希望すれば全て事前評議が可能な状況にある。

② 書記官室では、双方又は一方に代理人弁護士が付いている場合には、弁護士資格のある調停委員又は事案に応じた専門家調停委員を選任している。

③ 積極的な解決案の提示については、やや消極の傾向にある。ケースバイケースのように見受けられる。

第2問

近時の家事調停事件の状況をみると、インターネットの急速な発展に伴い、事件に関連する情報を容易に入手することができることから、事前に情報収集を行い、調停に臨む当事者が増えてきている。また、価値観の多様化と当事者の権利意識の昂揚により、解決が困難な家事調停事件が増加している。

平成25年1月1日から当事者の手続保障や手続の透明性を強化した家事事件手続法が施行されるが、これを契機に、家事調停事件に関しても、当事者が権利主体と

して関与し、納得した解決が得られるか、つまり、当事者の主体的な紛争解決意欲・能力を向上させ、調停事件の紛争解決機能をいかに強化するかが、今後の調停運営のポイントになると思われる。

具体的には、調停運営の在り方として、次のようなことを検討する必要があると考えている。

(1) 当事者の主体的な紛争解決意欲・能力を向上させる方策

- ① 手続の流れや調停進行の見通しを、早期に当事者に理解してもらう方策
- ② 事案に必要な基本的な法知識を当事者に正確に理解してもらう方策
- ③ 早い段階で、当事者に事案の争点を要領良く、分かりやすく、提示する方策

(2) 紛争解決機能を強化させる方策

- ① 調停委員と裁判官が事件の争点や法的判断（法的評価）を共有化するため、充実した評議の実施
- ② 客観的資料を当事者間で共有する方策

そこで、各庁においては、以上のような点について、新法下での調停運営を見据えてどのような工夫・配慮をされているか伺いたい。

(理 由)

(1)について

福岡家裁においては、「調停経過の視覚化の試み」として約5月間にわたり次の内容で試行を行った。

上記①②についての方策として、「離婚をめぐる事件」「遺産分割事件」の2種類のファイルを作成した。ファイルには調停進行のオリエンテーションシートや、それぞれの事案で争点となりそうな場面での法的説明を加えた、説明シートを用意した。

③については、調停室の「ホワイトボード」に調停委員がその場で主張を整理し、対比して記載する方法により、争点が容易に理解できるように、調停運営上の工夫を行った。

シートの順次改訂や、調停の場での争点整理のための調停委員のスキルアップなど課題は多い。他庁の実情、工夫を伺いながら、新しい方策として進めたい。

(2)について

①について

現在、一定の事件類型について、申立書の写しの相手方への送付、相手方からの回答書の提出、当事者から事情説明書を提出させるなどの取組が行われているが、新法施行後においては、これまで以上に第1回調停期日前に調停委員会がより多くの事情を把握できるようになることから第1回前の事前評議は、その重要性は増すものと考えられる。

②について

審判での審理を見据え、経済資料などの客観的資料で必要な資料については調停の段階で提出させることが迅速な処理につながるものと考えられる。

そこで、新法下での評議や当事者間での情報共有の在り方について御意見を伺いたい。

1 日 程

日 時	概 要
10月23日(火)	福岡高裁長官あいさつ
13:30~16:00	福岡高裁事務局長概況説明
	協 議

2 協議員

福岡地方裁判所	民事調停委員	中西豊千	村田田綿川	俊靖富勝光	夫子子之義
福岡家庭裁判所	家事調停委員			美子	
福岡家庭裁判所	家事調停委員				
佐賀地方裁判所	民事調停委員	古藤金國	原子弘	須好達	美子隆夫
佐賀家庭裁判所	家事調停委員		尾野重	優汎	美文人
長崎地方裁判所	民事調停委員	松小德	宮益川	英雄敬	二郎章
長崎家庭裁判所	家事調停委員				
長崎家庭裁判所	家事調停委員				
大分地方裁判所	民事調停委員	東安飯山	喜当下	義雄憲	義久尚
大分家庭裁判所	家事調停委員				
熊本地方裁判所	民事調停委員				
熊本家庭裁判所	家事調停委員				
熊本家庭裁判所	家事調停委員				
鹿児島地方裁判所	民事調停委員				
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員				
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員				
宮崎地方裁判所	民事調停委員				
宮崎家庭裁判所	家事調停委員				
那覇地方裁判所	民事調停委員				
那覇家庭裁判所	家事調停委員				

3 参列員

福岡高等裁判所	事務局 局長	永山榎岸小佐斎	湊口下田田木藤	健幸義羊幸悦祐	一雄康一生夫一
福岡地方裁判所	所 長				
福岡家庭裁判所	所 長				
福岡家庭裁判所	所 長				
福岡家庭裁判所	所 長				
福岡簡易裁判所	簡易裁判所 判事				
日本調停協会連合会	副 理 事 長				

日本調停協会連合会
九州調停協会連合会
(日本調停協会連合会)

事務局 長
理事 長
(副理事長)

小 山 忠 顯
簑 田 孝 行

4 議 長

福岡地方裁判所
福岡家庭裁判所

所 長
所 長

山 口 幸 雄
榎 下 義 康

5 主催者

福岡高等裁判所

長 官

中 山 隆 夫

福岡高裁総第000867号

(庶ろ-03)

平成24年9月26日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

福岡高等裁判所長官 中山 隆 夫

調停運営協議会の出席者名簿の変更について（通知）

標記の出席者名簿を下記のとおり変更します。

なお、変更後の名簿については添付のとおりです。

記

【変更前】 3 参列員

福岡地方裁判所 所 長 山 口 幸 雄

4 議 長

福岡地方裁判所 所 長 山 口 幸 雄

【変更後】 3 参列員

福岡地方裁判所 所 長 川 口 幸 護

4 議 長

福岡地方裁判所 所 長 川 口 幸 護

1 日 程

日 時	概 要
10月23日(火)	福岡高裁長官あいさつ
13:30~16:00	福岡高裁事務局長概況説明 協 議

2 協議員

福岡地方裁判所	民事調停委員	中西豊	村田綿川	俊靖	夫子
福岡家庭裁判所	家事調停委員	西	田	靖	子
福岡家庭裁判所	家事調停委員	豊	綿	富	之
佐賀地方裁判所	民事調停委員	千	川	勝	義
佐賀地方裁判所	民事調停委員	古	原	光	子
佐賀家庭裁判所	家事調停委員	藤	子	須	隆
長崎地方裁判所	家事調停委員	金	弘	好	夫
長崎家庭裁判所	家事調停委員	國	尾	達	美
長崎家庭裁判所	家事調停委員	松	野	優	文
大分地方裁判所	民事調停委員	小	重	汎	人
大分家庭裁判所	家事調停委員	德	鳴	英	二
熊本地方裁判所	家事調停委員	宮	田	雄	郎
熊本家庭裁判所	家事調停委員	益	本	敬	章
熊本家庭裁判所	家事調停委員	川		二	信
鹿児島地方裁判所	民事調停委員	東	田	義	一
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員	安	限	雄	一
鹿児島家庭裁判所	家事調停委員	飯	口	憲	一
宮崎地方裁判所	民事調停委員	山	田	義	子
宮崎家庭裁判所	家事調停委員	喜	山	久	幸
那覇地方裁判所	民事調停委員	当	地	尚	朗
那覇地方裁判所	民事調停委員	下	里	昭	子
那覇家庭裁判所	家事調停委員	宮		玲	

3 参列員

福岡高等裁判所	事務局 長	永川	渕口	健	一
福岡地方裁判所	所 長	川	下	宰	護
福岡家庭裁判所	所 長	榎	田	義	康
福岡家庭裁判所	所 長	岸	田	羊	一
福岡家庭裁判所	所 長	和	木	幸	生
福岡簡易裁判所	簡易裁判所 長	小	藤	悦	夫
福岡簡易裁判所	簡易裁判所 長	佐		祐	一
日本調停協会連合会	副 理 事 長	斎			

日本調停協会連合会
九州調停協会連合会
(日本調停協会連合会)

事務局 長
理事 長
(副理事長)

小 山 忠 顯
簗 田 孝 行

4 議 長

福岡地方裁判所
福岡家庭裁判所

所 長
所 長

川 口 宰 護
榎 下 義 康

5 主催者

福岡高等裁判所

長 官

中 山 隆 夫

広島高裁総第000837号

(庶ろ－03)

平成24年10月5日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

広島高等裁判所長官 永 井 敏 雄

調停運営協議会の協議問題等について

(7月20日付け民二第005915号に対する報告)

11月8日(木)に広島家庭裁判所で開催する標記の協議会の日程及び出席者名簿並びに協議問題は、別添のとおりです。

広島高等裁判所管内調停運営協議会日程及び出席者名簿

1 日 程

11月8日(木)

時 間	内 容
14:20～17:00	広島高等裁判所長官挨拶 広島高等裁判所事務局長説明 問 題 協 議

2 場 所

広島家庭裁判所大会議室(4階)

3 出席者名簿

(1) 協議員

広島地方裁判所	調停委員	山森茂生
同	同	白田耕造
広島家庭裁判所	同	岡崎和香子
広島家庭裁判所尾道支部	同	福井弘
山口地方裁判所	同	石村太郎
山口地方裁判所周南支部	同	黒神純子
山口家庭裁判所下関支部	同	林幸子
岡山地方裁判所	同	西田秀史
同	同	奥田嗣郎
岡山家庭裁判所	同	森川雅弘
鳥取地方裁判所	同	松本啓介
同	同	小林英樹
鳥取家庭裁判所	同	井田修二

出雲簡易裁判所	調停委員	細木貞彦
松江家庭裁判所出雲支部	同	錦織正二
松江家庭裁判所益田支部	同	國近喜章

(2) 参列員

日本調停協会連合会	副理事長	斎藤祐一
同	同	山本正則
同	理事	松本大助
広島地方裁判所	所長（議長）	高野伸
広島家庭裁判所	同	杉本正樹
広島地方裁判所	判事	松井千鶴子
広島家庭裁判所	同	関根澄子
広島簡易裁判所	簡易裁判所判事	福原彬文

(3) 主催者

広島高等裁判所	長官	永井敏雄
同	事務局長	守下実

日 時 平成24年11月8日(木)午後2時20分

場 所 広島家庭裁判所大会議室

調停運営協議会協議問題集

民事調停関係提出問題3問

家事調停関係提出問題2問

広島高等裁判所

第1 民事調停の運営に関し考慮すべき事項

- 1 事実関係について当事者双方の認識が大きく異なっており、それが調停の進まない大きな理由となっている事案においては、事実を認定するために、証拠書類を提出してもらったり、間接事情等を聴取したりする必要があるが生じる場合があるが、このような場合、次の(1)から(3)までの点について、各庁の工夫例と御意見を伺いたい。

また、前記のような問題のある事案については、調停開始前に（場合によっては中間又は事後にも）、調停主任である裁判官との評議や、担当書記官との打合せを行う必要があると思われるが、評議や打合せが充実した効果的なものとなるためには、調停委員としてどのような点に留意すべきか、各庁の工夫例と御意見を伺いたい。

- (1) 当事者双方の感情的対立を深めないように、証拠書類の提出を求めたり、間接事情等を聴取したりするには、調停委員としてどのように対応すべきか。

なお、事実認定上、第三者（参考人）から事情を聴取する必要がある場合はどうか。

- (2) 当事者の一方又は双方が、証拠書類の提出や間接事情等の聴取に応じない場合、調停委員としてどのように対応すべきか。
- (3) 証拠書類の提出や間接事情等の聴取の求めに対して、当事者の一方だけが応じ、他方が応じない場合、応じた当事者から提出された証拠書類や聴取した間接事情等を他方当事者に明らかにすることは適当か。

（出題趣旨－(3)について）

調停委員としては、求めに応じて一方当事者から提出された証拠書類や聴取した間接事情等を、事実を認定した上で説得するために、他方当事者にも明らかにしたいところであるが、明らかにしても、他方当事者が証拠書類の提出や間接事情等の聴取に応じない場合、当該調停事件が訴訟に移行すれば、

応じた当事者だけが手の内を明らかにさせられる結果になり、応じた当事者に不公平感を与え、また、現に不公平になってしまう可能性があるので、このような場合の対応について協議したい。

(広島地方裁判所)

2 昨今の国民の権利意識の高揚や紛争当事者の意識の変化に鑑みれば、今後民事調停に対し、法的判断や専門的知識に裏付けられた質の高い合理的なあっせんを求める傾向が強まっていくものと考えられる。

このような状況の下、民事調停の紛争解決機能を高め、当事者の納得性の高い調停を行っていくためには、事案に応じて、背景事情も踏まえた事実の認定と整理を適切に行った上で、法的な視点を踏まえた合理的な着地点を見い出すことがこれまで以上に求められてくる。

しかしながら、調停においては、事実の把握は、当事者からの事情聴取が大きな位置を占めているのが実情であるところ、当事者の主張が対立している場合などには、これが困難なことも少なくない。この場合、更に踏み込んで事実の把握に努めるべきか、あるいは、それに多少の問題は残しつつも先に進み、事件解決の方向を決めるべきかの判断を求められる。

民事調停制度には、下記の手続があり、事実の把握や専門的知見の活用について道が開かれている。こうした手続の活用については、当然のことながら調停主任裁判官との認識の共有や書記官との連携・協働が必要なことは言うまでもない。

互譲の精神により、迅速、簡便、低廉に運営されている現在の調停制度の特性を失わず、事実関係の追求（証拠調べ）をどこまですればよいか、下記の手続の活用実態を中心に各庁の取組の現状及び意見をお聞きしたい。

記

民事調停規則第12条の職権調査 参考人事情聴取、書証提出依頼、現場検証等

民事調停規則第13条の囑託調査 官庁、公署等への照会、調査依頼など

民事調停規則第14条の専門家調停委員の意見聴取

民事調停規則第9条の現地調停

(岡山地方裁判所)

3 調停制度に対する国民の信頼や安心感をより一層得るため、また、事件処理の迅速な解決を進めるため、民事調停法第17条の積極的な活用を図ることが望まれる。このことが、裁判所に対する信頼向上や、また、調停制度の利用促進につながる側面があると考えられる。17条決定に対する実情等評議の在り方を中心に各庁の取組についてお伺いしたい。

(鳥取地方裁判所)

第2 家事調停の運営に関し考慮すべき事項

- 1 家事事件手続法（以下「新法」という。）65条では、「家庭裁判所は、親子、親権（中略）その他未成年である子はその結果により影響を受ける家事審判の手続においては、子の陳述の聴取、家庭裁判所調査官による調査その他の適切な方法により、子の意思を把握するように努め、審判をするに当たり、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならない。」と規定され、これは、新法258条により、家事調停の手続における子の意思の把握等について準用されている。

この規定を踏まえて、調停委員としては、離婚調停で親権者の指定や面会交流が争点となっている場合等、子を巡って争っている事案において、子の利益を最も優先するとの観点から、どのように調停を運営し、どのような点に留意すべきか、御意見を伺いたい。

（出題趣旨）

調停委員として常に感じていることは、「夫婦関係が破綻し、別居そして離婚に至るとき、最大の被害者は子である。」ということである。子に過度の負担を与えてしまうことにならないか、子は父母どちらの愛情を期待しているのだろうか、子は心理的に安定できるだろうか、子はどんな感情を抱いているのだろうか、調停の場面にいない子のことで心が痛む。

今回の法改正により新法65条が規定されたことの意味を調停の場で再確認する必要があると考えるとともに、調停の場を通じて、子の地位を高め、権利を守り、子にとっての真の幸福を実現するようにしていかなければならないと考える。

そこで、年齢的にある程度の自己判断が可能になると思われる小学三、四年生から、思春期に入って精神的に不安定な時期を迎える中学生までの子に対して、その意思を把握するに当たって、どのような点に配慮し、どのように対応すべきか、御意見を伺いたい。また、調停委員会はもとより、当事者が、把握

した子の意思について共通の認識を持ち、子の意思を踏まえた納得性の高い調停を実現するために、調停委員としては、具体的にどのように調停を運営し、どのような点に留意すべきか、御意見を伺いたい。

(広島家庭裁判所)

- 2 新法施行後、調停段階で当事者が提出した書面につき非開示の希望がある場合、事件の種類別並びに提出書面の種類及び内容別に、どのように取り扱うべきか、また、そのこととの兼ね合いで、当事者に対し、書面の提出についてどのように説明すべきか。

(出題趣旨)

新法は、調停段階での書面の開示（閲覧謄写）については、現行法との変更はないが、審判移行後は、原則として開示されることになる（新法47条3項）。そのため、調停段階でも、開示を意識して書面を提出してもらう必要があると思われるが、非開示希望の書面全てについて、一律に同ような説明や取扱いをすることにならないように思われる。

例えば、当事者の住所地については、一般的には重要な情報とは言えない一方で、DV事案などにおいて非開示とする必要性が高いものであるから、マスキング処理をして提出してもらうか、そもそも提出させない取扱いをすべき場合が多いと思われる。また、専ら心情を記載しただけの陳述書などについても、記録として残す必要性が薄いことから、提出させない取扱いをすべき場合も多いと思われる。

他方、重要かつ客観的な資料を当事者間で共有することが有用であるとともに、当事者の意向を含めて、必要な資料については、調停の段階で提出させることが迅速処理につながることは言うまでもない。遺産分割事件における財産関係資料などは、いかに非開示希望であっても、その情報の重要性から、開示を前提として提出すべきであることを当事者等に理解してもらう必要があると思われる。

また、一般調停事件についても、新法の根本理念である当事者に対する手続保障の観点からは、法律の文言上変更がないものの、やはり従前とは異なる提出書面の取扱いをすべきでないかとの議論も考え得る。

さらには、庁の取扱いとして事件類型ごとに一定の方針を決めて検討す

るべきか，具体的な事件での調停委員会における裁判官と調停委員の評議の場において事件ごとに方針を決めるべきかという問題もある。

以上のことから，当事者から非開示の希望がある場合に，事件の類型別並びに提出書面の種類及び内容別に，書面の提出についてどのように取り扱うか，どのようにそれを当事者に説明するのかについて，御意見を伺いたい。

(山口家庭裁判所)

広島高裁総第000898号

(庶ろ－03)

平成24年10月24日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

広島高等裁判所長官 永 井 敏 雄

調停運営協議会の出席者名簿の変更について（通知）

11月8日（木）に広島家庭裁判所で開催する標記の協議会の出席者名簿について、下記のとおり協議員の表示を一部変更します。

なお、変更後の協議会日程及び出席者名簿については、別添のとおりです。

記

【変更前】 鳥取家庭裁判所 調停委員 井 田 修 二

【変更後】 鳥取家庭裁判所米子支部 調停委員 井 田 修 二

広島高等裁判所管内調停運営協議会日程及び出席者名簿

1 日 程

11月8日(木)

時 間	内 容
14:20～17:00	広島高等裁判所長官挨拶 広島高等裁判所事務局長説明 問 題 協 議

2 場 所

広島家庭裁判所大会議室(4階)

3 出席者名簿

(1) 協議員

広島地方裁判所	調停委員	山森茂生
同	同	白田耕造
広島家庭裁判所	同	岡崎和香子
広島家庭裁判所尾道支部	同	福井弘
山口地方裁判所	同	石村太郎
山口地方裁判所周南支部	同	黒神純子
山口家庭裁判所下関支部	同	林幸子
岡山地方裁判所	同	西田秀史
同	同	奥田嗣郎
岡山家庭裁判所	同	森川雅弘
鳥取地方裁判所	同	松本啓介
同	同	小林英樹
鳥取家庭裁判所米子支部	同	井田修二

出雲簡易裁判所	調停委員	細木貞彦
松江家庭裁判所出雲支部	同	錦織正二
松江家庭裁判所益田支部	同	國近喜章

(2) 参列員

日本調停協会連合会	副理事長	斎藤祐一
同	同	山本正則
同	理事	松本大助
広島地方裁判所	所長（議長）	高野伸
広島家庭裁判所	同	杉本正樹
広島地方裁判所	判事	松井千鶴子
広島家庭裁判所	同	関根澄子
広島簡易裁判所	簡易裁判所判事	福原彬文

(3) 主催者

広島高等裁判所	長官	永井敏雄
同	事務局長	守下実

仙高裁総第000807号

(庶ろ-03)

平成24年8月8日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

仙台高等裁判所長官 一 宮 なほみ

調停運営協議会及び調停委員表彰式の日程等について

(7月20日付け民二第005915号に対する通知)

標記の協議会及び表彰式の日程並びに調停運営協議会の出席者名簿及び協議問題は別添のとおりです。

平成24年度調停運営協議会等日程

仙台高等裁判所

日 時 平成24年9月14日（金）

会 場 仙台高等裁判所第1会議室（8階）

調停委員表彰式

午前11時45分	表彰式
午後 零時10分	終 了

調停運営協議会

午後 1時20分	あいさつ
1時30分	問題協議
3時45分	終 了

平成24年度調停運営協議会出席者名簿

仙台高等裁判所

1 主催者

仙台高等裁判所長官

一 宮 なほみ

2 参列員

日本調停協会連合会副理事長

井 口 多喜男

同 副理事長

浅 沼 貞 夫

同 事務局長

小 山 忠 顯

仙台地方裁判所長

田 村 幸 一

仙台家庭裁判所長

小 林 正

仙台地方裁判所判事

齊 木 教 朗

仙台家庭裁判所判事

三 村 義 幸

仙台簡易裁判所簡易裁判所判事

國 分 正 明

仙台高等裁判所事務局長

佐々木 宗 啓

3 仙台地方裁判所民事調停委員

木 村 和 弘

同

佐 藤 繁

仙台家庭裁判所家事調停委員

桒 崎 泰

福島地方裁判所民事調停委員

笠 原 克 洋

福島家庭裁判所家事調停委員

森 惣兵衛

同

渡 邊 健 壽

山形地方裁判所民事調停委員

安孫子 俊 彦

同

倉 岡 憲 雄

山形家庭裁判所家事調停委員

大 類 修

盛岡地方裁判所民事調停委員

松 倉 忠

盛岡家庭裁判所家事調停委員

同

秋田地方裁判所民事調停委員

秋田家庭裁判所家事調停委員

同

青森地方裁判所民事調停委員

同

青森家庭裁判所家事調停委員

伊藤 亘

高橋 耕

若松 謙三

柴田 一宏

鈴木 信夫

石田 恒久

鈴木 泰雄

若木 茂子

日 時 平成24年9月14日（金）午後1時20分

場 所 仙台高等裁判所第1会議室（8階）

調停運営協議会協議問題

第1問（民事）

青森地方裁判所

（協議問題）

次の事例の調停事件における(1) A と B との間の契約内容, (2) B と C との間の契約内容及びその契約関係から発生する権利義務, (3) 契約当事者双方の責に帰することができない事由により発生した損害に関する権利義務関係を踏まえた進行の在り方について御意見を伺いたい。

（事例）

申立人である請負人Aは、相手方である発注者B（地方公共団体）との間で、特殊な建設機械Xを使用する建設工事請負契約を代金800万円で締結した。特約として、Xを工事現場まで搬送し、工事終了後返送する費用は、Bが負担することとした。

Bは運送会社CにXの搬送を委託し、CはAの敷地内に保管されていたXを建設工事現場に搬送したが、搬送中に東日本大震災による津波の被害を受けて、Xは破損した。その修理費用は1200万円である。

Aは建設工事にXと同種の別の機械を手配して建設工事は契約どおりに完成し、Bからの工事代金の支払いも終了した。

AはBに対しXの修理代金を請求したが、Bは、Cが加入している損害保険は天災・不可抗力においては保険金の支払が免責されており、Aへの修理代金は支払う責任がないと主張し、Aは、Bが委託したCが搬送している段階で破損した以上、Bが修理代金を支払うべきと主張している。

第2問（民事）

福島地方裁判所

（協議問題）

交通事故（人身事故）において、被害者から想定を超える損害賠償金を請求されていると主張して、又は症状固定に至ったと思われるのにもかかわらず通院治療をしていると主張して、加害者が弁護士を代理人として損害賠償額確定調停を申し立てる事例が見受けられる。このような事例では、相手方（被害者）は、申立人（加害者）が保険会社に任せきりで見舞いにも来ないなど誠意が見られないと主張し感情的になっていることが多い。また、被害者意識が強く、権利のみを主張し、過大と思われる請求額を主張する場合も見られる。そのため、相手方に対し、申立人の主張（意向）を伝え、また、損害賠償額の算定などの内容を理解してもらうためには、多くの時間と労力を費やさざるを得ない。

このようなケースにおいて、円滑な調停運営を図るためにどのような対応をしているか、各庁の実情と御意見を伺いたい（当事者の納得を得るための調停委員会による調整活動、必要に応じ調停に代わる決定も見据えた解決案の積極的な提示等）。

（出題理由）

相手方は、自分が事故に遭った被害者であるとの意識から、権利のみを主張し、申立人の主張に耳を貸さないことが多い。そのため、相手方に損害論（損害賠償額の基準や自賠法の解釈等）について理解してもらうのに労力を要することから、各庁で工夫していることがあればお聞きしたい。

第3問（家事）

秋田家庭裁判所

（協議問題）

家事調停事件における子どもの意思の把握の在り方について、家事事件手続法の施行を踏まえ、各庁の実情や取組について伺いたい。

（出題理由）

新法では、未成年者である子はその結果により影響を受ける手続においては、子の意思を把握することに努め、子の年齢及び発達の程度に応じて、その意思を考慮しなければならないと規定されている。

これまでの実務では、年齢の低い子の場合には、その情操を考慮してその子から直接意向を聴取することには慎重であり、また、当事者の合意があれば子の意思を直接聴取しない取扱いが多いと思われる。

当事者間の対立が著しい場合は、家庭裁判所調査官が子の監護状況や意向の調査を行っているが、子が一定の年齢に達していれば、その子の期日における陳述や上申書の提出によりその子の思いを確認する運用もなされてきたところである。

そこで、子の意思を把握すべき一定の年齢をどのくらいと考えるべきか、また、把握に当たっての時期や方法等について、実情と御意見を伺いたい。

第4問（家事）

仙台家庭裁判所

（協議問題）

婚姻費用分担調停事件や離婚調停事件で、婚姻費用や養育費等の金額の検討に当たり、支払義務者が長期間失業中のため無収入であったり、あるいは収入があるものの低収入であり義務者が提示する金額が極端に低額であるため、双方の話し合いがつかず調停の進行で苦慮することが多々ある。

基礎となる総収入が余りにも少ない場合や、失業中（休職中）で無収入の場合、算定表や賃金センサスを活用する際の留意すべき点を伺いたい。

（出題理由）

次のような当事者が支払義務者の場合、無収入や低収入であっても、それぞれの場合によっては意味合いが違ってくる。当事者の扶養義務は生活保持の義務であり、自己と同程度の生活を家族にさせる負担義務があると考えるが、その場合、収入の基礎となるものや収入推計等でどのような点を考慮して調停案を提示すべきか、また、双方の当事者にどのような説明が必要かを伺いたい。

- (1) 東日本大震災で職を失い、失業保険給付を受けて生活していたが、いまだ復職も未定で無収入の場合
- (2) 震災後仕事が見付かったものの、震災絡みの仕事で1年契約の期限付きのため、その先継続的に仕事ができるかどうか定まらない場合
- (3) 働く意欲はあるものの、（高年齢等で）なかなか仕事が見付からない場合
- (4) 転職の繰り返しで仕事が長続きせず、アルバイトの収入程度しかなく、年齢から判断しても賃金センサスより大幅に収入が下回っている場合（十分働けるのに労働意欲が少なく、趣味的に仕事をして低い収入に甘んじている人）
- (5) 求職中といいながら自分好みの職種を希望したり、高賃金を要求する余り、なかなか職に就けない場合

札高裁総第000775号

(庶ろ－03)

平成24年8月24日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

札幌高等裁判所長官 山 崎 恒

調停運営協議会及び調停委員表彰式の開催について

(7月20日付け民二第005915号に対する通知)

標記の協議会及び表彰式を別添の実施要領のとおり開催します。

札幌高等裁判所管内調停運営協議会
及び調停委員表彰式実施要領

第1 調停運営協議会

1 日時

平成24年10月5日（金）午前9時30分から午前11時40分まで

2 場所

札幌高等裁判所中会議室（本館5階）

3 出席者

別紙第1のとおり

4 協議事項

別紙第2のとおり

5 日程

(1) 開会の言葉

(2) 主催者のあいさつ

札幌高等裁判所長官 山崎 恒

(3) あいさつ

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤 佳弘

(4) 調停運営状況概況説明

札幌高等裁判所事務局長 鈴木 巧

(5) 協議

(6) 閉会の言葉

第2 調停委員表彰式

1 日時

平成24年10月5日（金）午前11時50分から午後零時10分まで

2 場所

札幌高等裁判所大会議室（本館 5 階）

3 日程

(1) 開式の言葉

(2) 表彰の言葉

札幌高等裁判所長官 山崎 恒

(3) 表彰状及び記念品贈呈

(4) お祝いの言葉

公益財団法人日本調停協会連合会理事長 相良 朋 紀

札幌家庭裁判所長 清水 研 一

(5) お礼の言葉

(6) 閉式の言葉

(別紙第1)

札幌高等裁判所管内調停運営協議会出席者名簿

1 主催者

札幌高等裁判所長官 山崎 恒

2 議長

札幌地方裁判所長 佐久間 邦夫

3 協議員

調停委員 (札幌) 浪田 美智枝

同 本間 良行

同 山田 篤司

同 吉本 俊憲

同 高崎 裕子

同 千秋 憲博

同 (函館) 山崎 英二

同 紺井 ちえ子

同 岡田 恒男

同 (旭川) 二坂 徹

同 中村 慎吾

同 佐々木 淑子

同 (釧路) 渡部 徳史

同 後藤 政則

同 袴谷 良憲

4 参列員

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤 佳弘

同 家庭局審査官 田崎 徳行

札幌高等裁判所事務局長 鈴木 巧

札幌地方裁判所判事	見 米 正
札幌家庭裁判所長	清 水 研 一
同 判事	齋 藤 大 巳
札幌簡易裁判所簡易裁判所判事	石 塚 幸 孝
公益財団法人日本調停協会連合会理事長	相 良 朋 紀
同副理事長（北海道調停協会連合会会長）	八 幡 敬 一
同 事務局長・理事	小 山 忠 顯

5 会議係

札幌高等裁判所事務局総務課長	阿子島 恵
同 総務課庶務係長	澤 田 徹 也
札幌家庭裁判所家事訟廷管理官	小 林 司
札幌簡易裁判所訟廷管理官	小 池 仁 美

(別紙第2)

平成24年10月5日(金)開催

札幌高等裁判所管内調停運営協議会協議問題

札幌高等裁判所

1 民事関係

昨今は、国民の権利意識が高揚し、高度情報化社会の進展と共に、当事者も法的知識を有し、合理的解決を求めて調停の場に臨むケースも増えている。加えて、法的判断、専門的知識に裏付けられた迅速かつ的確なあっせんが、調停の場においても求められるようになってきている。

このような状況下で、当事者の納得性が高い調停を行っていくために、各庁が取り組んでいる具体的な方策、例えば事実整理をするための工夫、調停委員会での事前・事後評議、法的な視点を踏まえた合理的な解決案の策定、17条決定の活用、その他調停委員として留意している事項などを各庁から御紹介いただきたい。

(出題理由)

インターネットや法律相談などで、事前に情報収集をしてから調停に臨む当事者が増加している傾向にある。また、裁判所に解決を委ねるというよりは、裁判所において権利を主張し、その権利を行使できるように相手方当事者を説得することを求める申立人も多い。近年の弁護士の増加なども鑑みると、民事調停事件は、一層多様化の度合いを進め、専門的な知識や法的な判断を視野に入れた手続の進行が期待されていくものと考えられ、調停委員会としては、公平中立的立場で適正な事実認定を行い、法的見地と実情に即した解決案をタイムリーに示せるよう努めるべきであると考えられる。

期日前に記録をよく読んでおき、可能であれば調停委員会で事前評議を行い、事案の概要と争点を把握しておくことはもちろんであるが、それ以外に、他庁での取扱いや工夫例があれば、参考にさせていただきたく出題した。

(札幌地方裁判所)

2. 家事関係

家事事件手続法の施行を見据え、夫婦関係調整調停事件における次の各事例について、どのような場合に、どのような方法で当事者間の情報共有を図るべきか、御意見を伺いたい。

- (1) 申立ての趣旨として、子の親権と養育費を求め、申立ての理由として、「暴力をふるう」に◎が付けられているが、相手方から提出された意見書（答弁書）では、離婚と親権については同意するが、子について面会交流を求め、「申立人に暴力をふるったことはない。」と記載されている場合において、申立人が殴られた際にできた痣を撮影した写真を証拠として提出した場合
- (2) 申立ての趣旨として、相当額の慰謝料を求めている場合において、申立人が相手方の不貞行為の事実の証拠として、相手方の行動や浮気相手とのやりとり等を記載したメモを提出した場合

（出題理由）

家事事件手続法の施行を目前に控え、各庁では法改正を契機とした調停運営改善のため、申立書写しの送付の前倒し試行を始め、これまでより透明度が高く、客観的資料についての当事者間の共通認識を基礎とした、納得性の高い調停運営へ向けた様々な取組が行われているところである。乙類調停事件（別表第二事件）については、審判移行後は原則として事件記録の閲覧・謄写が許可されることから、調停段階でも相手方当事者への開示を意識した調停運営がされていると思われるが、審判へは移行しない夫婦関係調整調停事件においても、当事者間の情報共有を基礎とした納得性の高い調停運営を目指していくべきものと思われる。

しかしながら、養育費や財産分与といった経済的問題については、収入や財産状況を明らかにする客観的資料について当事者間の情報共有を図ることに問題はないと思われるが、面会交流の適否や慰謝料の前提となる事実に関する資料等については、情報共有を図ることが必ずしも調停の円滑な進行に資するとは限らな

い。一方、このような問題であっても客観的な証拠を示しながら、合意形成を図ることが望ましい場合もあり得ると思われる。

そこで、設問のような事例においてどのような場合に、どのような方法で当事者間の情報共有を図るべきか、その際、提出者の意向をどの程度考慮すべきかについて御意見を伺いたい。

(旭川家庭裁判所)

札高裁総第000865号

(庶ろ－03)

平成24年9月24日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

札幌高等裁判所長官 山 崎 恒

調停運営協議会及び調停委員表彰式の開催について（送付）

8月24日付け札高裁総第000775号で送付した標記の協議会及び表彰式の実施要領を別添のとおり変更します。

札幌高等裁判所管内調停運営協議会
及び調停委員表彰式実施要領

第1 調停運営協議会

1 日時

平成24年10月5日（金）午前9時30分から午前11時40分まで

2 場所

札幌高等裁判所中会議室（本館5階）

3 出席者

別紙第1のとおり

4 協議事項

別紙第2のとおり

5 日程

(1) 開会の言葉

(2) 主催者のあいさつ

札幌高等裁判所長官 山崎 恒

(3) あいさつ

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤 佳弘

(4) 調停運営状況概況説明

札幌高等裁判所事務局長 鈴木 巧

(5) 協議

(6) 閉会の言葉

第2 調停委員表彰式

1 日時

平成24年10月5日（金）午前11時50分から午後零時10分まで

2 場所

札幌高等裁判所大会議室（本館5階）

3 日程

(1) 開式の言葉

(2) 表彰の言葉

札幌高等裁判所長官 山崎 恒

(3) 表彰状及び記念品贈呈

(4) お祝いの言葉

公益財団法人日本調停協会連合会理事長 相良 朋紀

札幌家庭裁判所長 清水 研一

(5) お礼の言葉

札幌地方裁判所民事調停委員 大木 光恵

(6) 閉式の言葉

(別紙第1)

札幌高等裁判所管内調停運営協議会出席者名簿

1 主催者

札幌高等裁判所長官 山崎 恒

2 議長

札幌地方裁判所長 佐久間 邦夫

3 協議員

調停委員(札幌) 浪田 美智枝

同 本間 良行

同 山田 篤司

同 吉本 俊憲

同 高崎 裕子

同 千秋 憲博

同 (函館) 山崎 英二

同 紺井 ちえ子

同 岡田 恒男

同 (旭川) 佐々木 淑子

同 米木 岩雄

同 中村 慎吾

同 (釧路) 渡部 徳史

同 後藤 政則

同 袴谷 良憲

4 参列員

最高裁判所事務総局家庭局長 豊澤 佳弘

同 家庭局審査官 田崎 徳行

札幌高等裁判所事務局長 鈴木 巧

札幌地方裁判所判事	見 米 正
札幌家庭裁判所長	清水 研 一
同 判事	齋 藤 大 巳
札幌簡易裁判所簡易裁判所判事	石 塚 幸 孝
公益財団法人日本調停協会連合会理事長	相 良 朋 紀
同副理事長（北海道調停協会連合会会長）	八 幡 敬 一
同 事務局長・理事	小 山 忠 顯

5 会議係

札幌高等裁判所事務局総務課長	阿子島 恵
同 総務課庶務係長	澤 田 撤 也
札幌家庭裁判所家事訟廷管理官	小 林 司
札幌簡易裁判所訟廷管理官	小 池 仁 美

(別紙第2)

平成24年10月5日(金)開催

札幌高等裁判所管内調停運営協議会協議問題

札幌高等裁判所

1 民事関係

昨今は、国民の権利意識が高揚し、高度情報化社会の進展と共に、当事者も法的知識を有し、合理的解決を求めて調停の場に臨むケースも増えている。加えて、法的判断、専門的知識に裏付けられた迅速かつ的確なあっせんが、調停の場においても求められるようになってきている。

このような状況下で、当事者の納得性が高い調停を行っていくために、各庁が取り組んでいる具体的な方策、例えば事実整理をするための工夫、調停委員会での事前・事後評議、法的な視点を踏まえた合理的な解決案の策定、17条決定の活用、その他調停委員として留意している事項などを各庁から御紹介いただきたい。

（出題理由）

インターネットや法律相談などで、事前に情報収集をしてから調停に臨む当事者が増加している傾向にある。また、裁判所に解決を委ねるというよりは、裁判所において権利を主張し、その権利を行使できるように相手方当事者を説得することを求める申立人も多い。近年の弁護士の増加なども鑑みると、民事調停事件は、一層多様化の度合いを進め、専門的な知識や法的な判断を視野に入れた手続の進行が期待されていくものと考えられ、調停委員会としては、公平中立的立場で適正な事実認定を行い、法的見地と実情に即した解決案をタイムリーに示せるよう努めるべきであると考えられる。

期日前に記録をよく読んでおき、可能であれば調停委員会で事前評議を行い、事案の概要と争点を把握しておくことはもちろんであるが、それ以外に、他庁での取扱いや工夫例があれば、参考にさせていただきたく出題した。

（札幌地方裁判所）

2 家事関係

家事事件手続法の施行を見据え、夫婦関係調整調停事件における次の各事例について、どのような場合に、どのような方法で当事者間の情報共有を図るべきか、御意見を伺いたい。

- (1) 申立ての趣旨として、子の親権と養育費を求め、申立ての理由として、「暴力をふるう」に◎が付けられているが、相手方から提出された意見書（答弁書）では、離婚と親権については同意するが、子について面会交流を求め、「申立人に暴力をふるったことはない。」と記載されている場合において、申立人が殴られた際にできた痣を撮影した写真を証拠として提出した場合
- (2) 申立ての趣旨として、相当額の慰謝料を求めている場合において、申立人が相手方の不貞行為の事実の証拠として、相手方の行動や浮気相手とのやりとり等を記載したメモを提出した場合

（出題理由）

家事事件手続法の施行を目前に控え、各庁では法改正を契機とした調停運営改善のため、申立書写しの送付の前倒し試行を始め、これまでより透明度が高く、客観的資料についての当事者間の共通認識を基礎とした、納得性の高い調停運営へ向けた様々な取組が行われているところである。乙類調停事件（別表第二事件）については、審判移行後は原則として事件記録の閲覧・謄写が許可されることから、調停段階でも相手方当事者への開示を意識した調停運営がされていると思われるが、審判へは移行しない夫婦関係調整調停事件においても、当事者間の情報共有を基礎とした納得性の高い調停運営を目指していくべきものと思われる。

しかしながら、養育費や財産分与といった経済的問題については、収入や財産状況を明らかにする客観的資料について当事者間の情報共有を図ることに問題はないと思われるが、面会交流の適否や慰謝料の前提となる事実に関する資料等については、情報共有を図ることが必ずしも調停の円滑な進行に資するとは限らな

い。一方、このような問題であっても客観的な証拠を示しながら、合意形成を図ることが望ましい場合もあり得られると思われる。

そこで、設問のような事例においてどのような場合に、どのような方法で当事者間の情報共有を図るべきか、その際、提出者の意向をどの程度考慮すべきかについて御意見を伺いたい。

(旭川家庭裁判所)

高松高裁総第000712号

(庶ろ-03)

平成24年7月26日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

高松高等裁判所長官 出 田 孝 一

調停運営協議会及び調停委員表彰式の開催について

(7月20日付け民二第005915号に対する通知)

標記の協議会及び表彰式を下記のとおり開催します。

なお、協議問題及び出席者名簿は、追って送付します。

記

1 調停運営協議会

(1) 開催期日 11月1日(木)午後1時10分

(2) 開催場所 高松高等裁判所大会議室(6階)

2 調停委員表彰式

(1) 開催期日 11月1日(木)午後4時00分

(2) 開催場所 高松高等裁判所大会議室(6階)

高松高裁総第000903号

(庶ろ－03)

平成24年9月24日

最高裁判所事務総局民事局長 殿

高松高等裁判所長官 出 田 孝 一

調停運営協議会の協議問題等について

(7月20日付け民二第005915号に対する送付)

標記協議会の協議問題及び出席者名簿を、別添のとおり送付します。

日 時 平成24年11月1日(木) 午後1時10分

場 所 高松高等裁判所大会議室(6階)

	平成24年度 調停運営協議会協議問題	
--	-------------------------------	--

問題数 2問

高松高等裁判所

第1問 民事問題

民事調停を充実させるためには、適正かつ迅速な処理が不可欠である。当庁では、調停主任、書記官及び調停委員が連携し、事前準備、評議等を通して情報を共有し当事者間の合意を目指している。しかし、合意に至らない場合は、法的判断をベースにした調停に代わる決定の活用も、適正かつ迅速な解決のためには有効である。そこで、調停に代わる決定の運用の実情（対象事件、利用頻度等）を紹介していただくとともに、調停に代わる決定の活用を見込んで、事前準備、評議、解決案の提示、その他の面で、工夫している例、又は工夫すべき点等を伺いたい。

（高知地裁）

（出題理由）

当庁では、調停申立書をもとに、書記官が申立人から聴取した有益な情報をメモや口頭で調停主任や調停委員に伝える一方、相手方からも事前に回答書の提出を促した上、事前準備において調停主任、調停委員及び担当書記官が必要な事実確認は何か、予想される争点は何かなどを話し合い、調停の進行方針を立てている。この後、随時評議を行い、問題点や進行方針等に関し、調停委員会としての認識を共有し、解決案を示すなど、合意形成に努めている。しかし、合意に達しなかった場合には、調停に代わる決定の活用も、適正かつ迅速な解決のためには有効だと考えられる。当事者も、合意に至らない場合に裁判所が適正、妥当な解決を示してくれることを期待している面もある。

そこで、各庁において、どのような事件で、どの程度、調停に代わる決定を活用しているのか実情を紹介いただき参考としたい。また、調停に代わる決定を活用するに当たっては、調停委員会に法的判断をベースにした共通認識等がより一層求められることになると考えられるが、調停に代わる決定の活用を見込んで、事前準備、評議、解決案の提示、その他の面で、工夫している例、又は工夫すべき点等を伺いたい。

第2問 家事問題

家事事件手続法（以下「新法」という。）の施行に伴い調停運営において工夫すべき点や留意すべき点等について、御意見を伺いたい。

（徳島家裁）

（出題理由）

新法が当事者等の手続保障を図るための制度を拡充していることを踏まえ、調停手続においても、一方当事者の状況や意向を他方当事者に正確に把握してもらうための工夫をすべきことが期待されていると思われる。どのような工夫を検討されているか伺いたい。同席調停の活用についてはどのように考えられているかについても御意見を伺いたい。

また、新法では、別表第2事件（現在の乙類事件に相当）についても調停に代わる審判（現在の24条審判に相当）をすることができることとされている。当事者が感情的で自己の主張を譲らない場合でも、裁判所の決めた解決方法には従うというケースはありと考えられ、簡易迅速な解決を目指して調停に代わる審判を活用することが期待されるが、その有効な運用方法について御意見を伺いたい。

併せて、同席調停、テレビ会議及び電話会議による調停を行う場合の留意点についても御意見を伺いたい。

平成24年度高松高等裁判所管内調停運営協議会出席者名簿

1 日 時 平成24年11月1日(木) 午後1時10分

2 場 所 高松高等裁判所大会議室(6階)

3 協議員 別紙のとおり

4 参列員

日本調停協会連合会

理事長代理副理事長

斎藤 祐一

同

副 理 事 長

柳瀬 治夫

同

事務局長代理理事

福壽 道夫

最高裁判所事務総局

民 事 局 長

永野 厚郎

同

民 事 局 審 査 官

後藤 健司

高松地方裁判所

所 長 (議 長)

小佐田 潔

同

判 事

横溝 邦彦

高松家庭裁判所

所 長 (議 長)

岡原 剛

同

判 事

今村 和彦

高松簡易裁判所

簡 易 裁 判 所 判 事

森山 政明

5 主催者

高松高等裁判所

長 官

出田 孝一

同

事 務 局 長

松本 利幸

6 協議会係

高松高等裁判所事務局

総 務 課 長

香村 直樹

(別紙)

平成24年度高松高等裁判所管内調停運営協議会協議員名簿

高松高等裁判所

所 属	委員の種別	ふ り が な 氏 名
善通寺簡易裁判所 高松地方裁判所丸亀支部 丸亀簡易裁判所	民事調停委員	かつせき さとし 葛 石 智
高松家庭裁判所丸亀支部 高松地方裁判所丸亀支部 丸亀簡易裁判所	家事調停委員 民事調停委員	ためひろ とよあき 爲 廣 豊 明
土庄簡易裁判所 高松家庭裁判所土庄出張所	民事調停委員 家事調停委員	なかむら のりあき 仲 邑 憲 彰
徳島簡易裁判所 徳島地方裁判所	民事調停委員	しまだ きよし 島 田 清
徳島簡易裁判所 吉野川簡易裁判所 徳島家庭裁判所	民事調停委員 家事調停委員	ながち たかお 長 地 孝 夫
徳島簡易裁判所 徳島家庭裁判所	民事調停委員 家事調停委員	かきうち きょうこ 柿 内 恭 子
高知地方裁判所 高知家庭裁判所 高知簡易裁判所	民事調停委員 家事調停委員	やまおか としあき 山 岡 敏 明
高知地方裁判所 高知家庭裁判所 高知簡易裁判所	民事調停委員 家事調停委員	さくらい ひとし 櫻 井 等
高知家庭裁判所 高知地方裁判所 高知簡易裁判所	家事調停委員 民事調停委員	すとう かずこ 須 藤 和 子
松山地方裁判所 松山簡易裁判所 松山家庭裁判所	民事調停委員 家事調停委員	まき ひろあき 真 木 啓 明
松山地方裁判所 松山簡易裁判所	民事調停委員	おかざき としのぶ 岡 崎 年 伸
松山家庭裁判所	家事調停委員	ひだ ただしげ 飛 田 忠 重